

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン（七訂版）

1 趣旨

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の発生に鑑み、市民等及び本市職員の生命と安心・安全を確保するため、仙台市の事業（※1）及び施設（※2）の取り扱いを示すものである。

なお、国から事業や施設の取り扱いについて指針等が示されるなど状況の変化があった場合には、本ガイドラインも見直しを図るものとする。

2 事業の取り扱い

(1) 本市が主催する事業について

- ① 生活の維持に必要なものを除く、全ての事業を中止または延期するものとする。
- ② 生活の維持のため開催の必要があると判断する事業

下記(ア)に記載するイベントの特性から考えられるリスクの度合いを踏まえ、下記(イ)の措置を講じた上で、必要に応じ事業規模の見直しを図るものとする。

(ア) 参加者の特性（高齢者や市外からの観光客等が占める割合が高い等）、会場の状況（屋内で密閉された空間等）、開催時間（長時間である等）、規模（参加者が多数である等）、緊密度（参加者間の距離が緊密である等）等

(イ) 「流行地域（※3）の人等」（※4）及び発熱や咳等の呼吸器症状がある人に対する参加の自粛要請または、マスクの着用等（困難な場合は咳エチケットの事前周知）による周囲への感染予防対策等

(2) 本市が共催、後援等を行う事業について

前項に準じた取り扱いを事業の主催者等に要請するものとする。

3 施設の取り扱い

(1) 施設の運営にあたっては、適切な感染予防対策（手指消毒用アルコールの設置、注意喚起チラシの掲示、発熱や咳等の呼吸器症状がある人への利用自粛の呼びかけ等）を徹底する。

(2) 市民利用施設の取り扱いについては、原則として以下のとおりとする。（別紙参照）

- ① 適用期間中の市民利用施設は、臨時休館とする。
- ② 適用期間以降のものも含め、新規の利用予約は、受け付けないものとする。
- ③ 既利用予約者に対しては、利用の自粛を強く要請するとともに、やむを得ず利用する場合には、感染予防対策の徹底を要請するものとする。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのイベント中止等に係る市民利用施設利用料は全額返金することとする。（適用期間以降のものについても対象とする。）

4 職員の出張等

- (1) 流行地域へのお出張命令については、行わないものとする。
- (2) 国内へのお出張命令については、原則として行わないものとする。
- (3) 本市職員は、私用により旅行することは控えるものとする。

5 適用期間

当ガイドラインの適用は、5月31日（日）までとし、感染症の発生状況等により、見直すこととする。

- ※1 「事業」とは、多数（概ね 10 名以上）の市民等を集客するイベントのことをいう。
- ※2 「施設」とは、体育館や公園等のイベントの会場となる施設、市民センター等の会議室等を市民等へ貸し出す施設、市民等と密接に接触する窓口等の対応業務を行う施設のことをいう。
- ※3 「流行地域」とは、WHO の公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域等をいう。
- ※4 「流行地域の人等」とは、感染者と 14 日以内に接触歴のある人または流行地域へ旅行・居住している人で、流行地域外へ移動してから 14 日以内の人をいう。